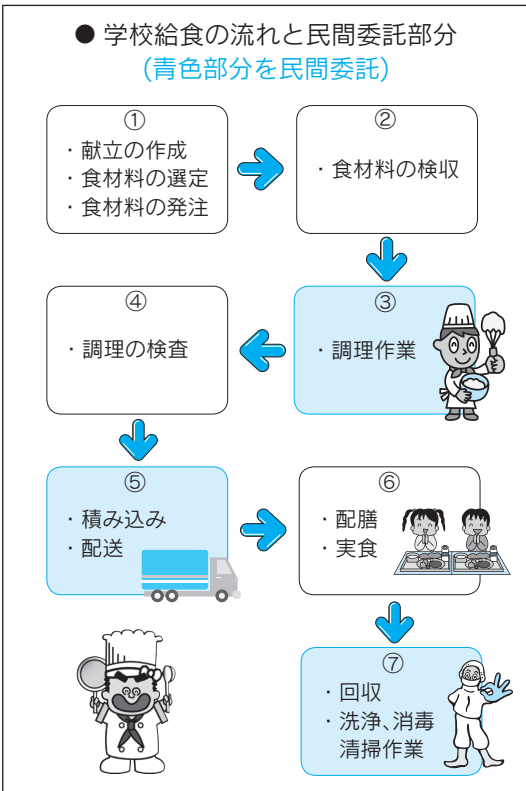




平成24年4月から

## 給食センターの一部業務を民間委託します

■ お問い合わせ先  
町給食センター ☎ 32-2111



**美** 浜町給食センターの業務については、美浜町給食センター民間委託検討委員会にて検討を重ね、昨年6月、「献立、食材の選定は町で実施し、調理、配送、洗浄・消毒業務は民間委託により実施するのが適当である。」という答申がされました。

町では、この答申を基本に業者を公募し、1月にプロポーザル方式で業者の選定を行いました。この結果、株式会社トージツフーズ(本社・大阪市)に委託することが決まりました。

4月から委託するのは、学校給食の調理、食器や調理用具の洗浄・消毒といった厨房業務と各小中学校への配達・回収業務です。

食材や納入業者の選定、献立の作成は、これまでどおり町で行います。また、アレルギー対応食についても、町と委託業者が連携し調理等にあたり、これまでどおりお届けします。

今回の民間委託によって、給食の質や味、衛生管理に影響はありません。また、各学校への配達時間や給食費も変更はありません。施設管理についても、町が責任をもって行い、給食の安全・衛生管理が常に確保できるよう万全を期していきます。



「誰もが安心して暮らせるぬくもりとふれあいの町」を目指し

## 第5期介護保険事業計画及び老人福祉計画が答申

■ お問い合わせ先  
町福祉課(担当・山口)  
☎ 32-6704

### ● 改定後の介護保険料

所得段階	該当条件	保険料[月額]
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税	2,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	2,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない	3,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	4,175円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、第4段階に該当しない	4,800円(基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満	6,000円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満	7,200円
第8段階(新段階)	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上	8,400円

**昨** 年6月から美浜町介護保険運営協議会会長・大越扶貴三重県立看護大学教授)が検討を続けてきた「第5期介護保険事業計画及び老人福祉計画」がまとまり、3月1日に山口町長に答申されました。

この計画は、町の介護保険事業や高齢者福祉施策の今後の方向性を示したもので、実施期間は平成24年度〜26年度となっています。

計画では、「いつまでも自分らしく生きられるまち」、「介護が必要になっても安心して暮らせるまち」、「地域でお互いに支え合って生きると」の3つを基本方針とし、その達成に必要な施策や

また、計画の実施にあわせ介護保険料を改定。予想される介護保険給付費の増加に備え、基準額(月額)は、800円増の4,800円となります。(左表参照)

① 認知症についての啓発による早期発見と支援の充実  
② 介護予防を充実させ、いつまでも健康で笑顔で暮らせるまちづくりを進める。  
③ ケアマネージャーへの指導・研修を実施し、適正なサービス提供を務める。

紙ごみのリサイクルにご協力ください

可燃ごみの組成調査結果

エコクル美方では、定期的に可燃ごみの組成調査を行っています。昨年中も3回実施しましたが、その結果は次のとおりでした。

● 平成23年 可燃ごみの組成調査結果

組成物	調査日	1月7日	4月5日	10月7日
紙・布類		59.3%	49.1%	45.6%
ビニール・ゴム皮革類		23.5%	39.9%	27.3%
木・竹・わら類		2.7%	3.1%	3.2%
食品材料からのカス・残飯等		1.7%	0.4%	2.4%
不燃物類		1.3%	0.1%	2.7%
その他		11.5%	7.4%	18.8%

紙・布類の分別がごみ減少への鍵

美浜町のごみ処理に関する経費は、平成23年度の実績では、年間約4億円となっています。これを町民

1人あたりに換算すると、年間約4万円の負担になります。

美浜町では近年人口の減少傾向が続いていますが、ごみの排出量は、ほぼ横ばいの状況が続いています。現状が続けば、ごみ処理にかかる町民1人あたりの負担がさらに増加していくこととなります。この経費を抑える手段として、最も効果的なのがごみの減量化です。

ここで、組成調査の結果を改めてご覧ください。特に注目していただきたいのは、紙・布類がいずれの回においても、約半分を占めているという点です。現在町が行っている古紙回収では、紙・布類の両方について幅広い回収を行っています。紙・布類は分別を徹底することで、そのほとんどが回収の対象になります。つまり、皆さんの努力で、可燃ごみの量を大幅に減らせる可能性があるのです。さらに回収された紙や布類はリサイクルされるので、資源の有効活用にもつながり、環境への負荷が軽減されます。

皆さんもぜひ一度、ご家庭の可燃ごみの中身を見直してみてください。

回収可能な古紙・古布



古紙類

○ 回収できるもの

- ・新聞、チラシ、雑誌、書籍、ダンボール、厚紙、紙パック、雑紙(メモ用紙やタバコの空き箱等)
  - ※ 紙パックは、水洗いした後切り開いて乾かし、ひも等で束ねて出してください。
  - ※ 雑紙は、雑誌等に挟むか、ビニール袋かダンボール箱に入れきちんと口を結んで出してください。

× 回収できないもの

- ・ぬれたもの、粘着物のついたもの、匂いのついたもの、その他汚れた紙
- ・紙コップや紙皿等の防水加工してあるもの
- ・油紙、金や銀の光っている文字のある紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙
- ・感熱紙(ファックス用紙やレシート等)、印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙
- ・プラスチックフィルム、アルミ箔が貼ってあるもの



古布類

○ 回収できるもの

- ・古着、古布、タオル、下着、毛布、帽子、浴衣、衣類全般、カバン、靴下、Gパン
  - ※ 透明なビニール袋に入れて出してください。

× 回収できないもの

- ・枕、ふとん類、ベッドマット、ベッドパット、カーテン、絨毯、カーペット
- ・スニーカー、スリッパ、ストッキング
- ・ぬれたもの、汚れたもの、使い込んだ雑巾、ペット用に使った毛布やタオル



! その他不明なものについては、町住民環境課(☎32-6703)までお問い合わせください。

# 美浜発電所の状況



今回の報告では、2月18日から3月16日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

## 福井県とともに美浜発電所の立入調査を実施

2月21日に、福井県と美浜町の職員による美浜発電所の平常時立入調査を実施しました。

この調査は、事業者と締結している安全協定に基づき毎年実施しているもので、今回は、東京電力(株)福島第一発電所事故を踏まえたソフト面等の安全対策の実施状況を確認しました。

当日は、まず美浜発電所から福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、対策を講じてきた緊急時の対応体制の強化や、通信の強化、マニュアルの整備・訓練等について説明を受け、その後、現場を確認しました。

現場では、昨年9月に配備した空冷式非常用発電装置を実際に起動したほか、炉心を冷却するための海水ポンプが使えなくなった場合に備えて配備した大容量ポンプ車が緊急時にどのように使用されるか等を確認しました。

今回の調査では、国や県が求めてきた安全対策が確実に講じられており、なお且つ、これまで100回にものぼる訓練から知り得た、緊急時に使う構内の狭い通路を拡張するといったことや、配管を繋ぐソケットの締め付けを、素早く適切に取り付

けるため、ワンタッチ式のものに交換する等といった工夫が見られました。

町では、今後も県とともに定期的に立入調査を実施し、美浜発電所の安全対策の状況等を確認していきま

## 山口町長がベトナム電力公社社員に原子力との共生をテーマに講演

2月20日から24日の5日間、(財)若狭湾エネルギー研究センターにおいて、ベトナム電力公社の広報担当者を対象とした研修が開催されました。

この研修は、ベトナムが今後4基の原子力発電所を日本及びロシアから輸入し運営していくにあたり、日本での原子力発電所建設から今日に至るまでの経緯をはじめ、日本の原子力防災体制、また立地市町における共生・広報活動等を学び、ベトナムでの理解促進に繋げることを目的として開催されたものです。

研修3日目となる23日、山口町長は「立地市町村と原子力のあり方」をテーマに、美浜町が原子力発電所を誘致してから、これまで歩んできた歴史や、立地地域の町長として進めてきた原子力との共生等について説明しました。

講演後の意見交換では、

**問1** 原子力発電所と共生していくためには、何が必要か？

**問2** 福島事故による影響は？

等といった質問が出され、これに対し、山口町長は、

**答1** 国が、原子力発電を国策として明確に位置づけることが必要である。また、原子力行政の3原則である「安全の確保」「地域住民の理解と同意」「地域の恒久的福祉の実現」がなくてはならない。

**答2** 福島事故後は、町民の中でも不安を訴える声はあったが、今ではその声も減ってきている。これは、事業者の更なる安全対策の実施やその広報、またこれまでに原子力発電について私なりに勉強し、ハートフル対話等で理解を求めたことが伝わったものと受け止めている。と説明しました。



↑ベトナム電力公社社員に原子力と歩んできた歴史等を説明する山口町長

## 美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日)

## 美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日)

## 美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日)



# お知らせ

募集や案内など、さまざまなお知らせをお届けします。

## 町役場各部署直通電話番号

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
学校教育課	32-6708
生涯学習課	32-6709
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

## 町各施設電話番号

健康づくり課(はあとぴあ)	32-3111
公民館事務室	32-1212
町立図書館	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
文化財保護・町誌編纂室	32-0027
給食センター	32-2111

### 4月の町立図書館の

催しをお知らせします

#### ○親子おはなし会

●日時 4月5日(木)  
午前10時～11時

●対象 未就園児

※保護者同伴でお願いします

●内容

絵本の読み聞かせ、わらべうた、季節の工作等

●参加費 無料

#### ○おはなしのじかん

●日時 4月7日(土)  
午前10時30分～11時10分

●対象 3歳～小学生

※幼児は保護者同伴でお願いします

●内容

絵本の読み聞かせ、折り紙

●参加費 無料

#### ○よりみちえほんひろば

●日時 4月19日(木)  
午後4時10分～4時40分

※開始時間に変更になりました

●対象

3歳以上の幼児及びその保護者(保育園帰りにお寄りください)

●内容

絵本の読み聞かせ、わらべうた、折り紙

●参加費 無料

※お問い合わせ先

町立図書館

☎32-0083



### JICAボランティアを

募集します

開発途上国では、さまざまな分野で、私たちの技術・知識・経験が必要とされています。

あなたも、海外ボランティアへの扉をたたいてみませんか。

また、募集期間中には「体験談&説明会」を実施します。予約・参加費は不要ですので、興味のある方は、どなたでもお越しください。高校生、大学生も大歓迎です。

#### ●募集期間

4月1日(日)～5月14日(月)

#### ●職種

農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、社会福祉、観光・商業、スポーツ等

●体験談&説明会日時・場所

●青年海外協力隊(20歳～39歳対象)

▽4月14日(土)午後2時  
福井県国際交流会館

●シニア海外ボランティア

(40歳～69歳対象)

▽4月14日(土)午前10時30分  
福井県国際交流会館

※お問い合わせ・相談窓口

・JICA北陸

☎076-233-5931

・国際協力推進員・福井県デスク

☎076-28-8800

・JICAホームページ

www.jica.go.jp



平成 24 年

# 美浜町区長名簿

平成 24 年の各区の区長さんは、次の方々です。(敬称略)

集 落 名	区 長 名
早 瀬	上 光 芳 一
笹 田	天 渡 正 一 郎
日 向	高 橋 正 昭
気 山	田 辺 耕 治
大 藪	浅 妻 賢 哉
金 山	宇 都 宮 直 樹
久 保	松 田 賢 一
郷 市	井 村 秀 雄
松 原	神 田 昌 幸
久々子	畠 中 義 和
矢 筈	田 辺 輝 彦
河原市	兵 庫 賢 一
南 市	川 畑 忠 之
和 田	武 長 仁 一 郎
木 野	大 同 茂 由 紀
佐 柿	野 瀬 雅 己
麻 生	上 村 二 三 男
中 寺	長 谷 川 忠 雄
宮 代	堀 田 信 博
小三ヶ	武 長 俊 克
新 庄	高 木 多 喜 雄
野 口	秋 山 健 二
佐 野	大 塩 友 之
上 野	中 川 利 夫
興道寺	高 城 和 行
雲 谷	渡 邊 榮
小 倉	川 口 健 二
栄	仲 島 太 一
坂 尻	三 谷 昭 夫
山 上	石 丸 博 治
太 田	山 口 哲 男
佐 田	角 森 隆 夫
北 田	桃 井 孝 昭
菅 浜	竹 本 繁 夫
竹 波	川 畑 満 博
丹 生	庄 山 静 夫
けやき台	竹 次 秀 一

4月の子育て支援センターの

催しをお知らせします

○さくらんぼひろば

◆「春のおさんぽにでかけよう!」

●日時 4月25日(水)

午前10時15分～11時15分

※10時5分までに集合場所へお集

まりください。

●集合場所 総合体育館(玄関前)

●対象 町内の未就園児とその保護者

●内容

久々子湖畔や運動公園で遊んだり  
しましょう。その後は、山口賀代子  
さん(子育てマイスター)のおいし  
いおにぎりを食べますよ。

●持ち物

日よけ帽子、水筒、ベビーカー(必  
要な方)

※雨天時は体育館内で遊びます。

※お問い合わせ先

子育て支援センター

☎ 32・0192

「森林所有者届出制度」が

4月から始まります

昨年4月の森林法改正により、今  
年4月以降、森林の土地の所有者と  
なった方は市町村長への事後届出が  
義務付けられました。

○対象者

個人・法人を問わず、売買や相続  
等により森林の土地を新たに取得し  
た方は、面積に関わらず届出をしな  
ければなりません。

ただし、国土利用計画法に基づく  
土地売買契約の届出を提出している  
方は対象外です。

○届出期間

土地の所有者となった日から90日  
以内に、取得した土地のある市町村  
の長に届け出てください。

○届出事項

届出書には、届出者と前所有者の  
住所氏名、所有者となった年月日、  
所有権移転の原因、土地の所在場所・

面積とともに、土地の用途等を記載  
します。

添付書類として、登記事項証明書  
(写しも可)、または土地売買契約書  
等権利を取得したことが分かる書類  
の写し、土地の位置を示す図面が必  
要です。

※詳細はお問い合わせください

※お問い合わせ先

・県森づくり課

☎ 0776・20・0442

・嶺南振興局二州農林部林業水産課

☎ 22・0291





## 住民環境課からのお知らせ



就職・退職される方へ ～ 国民健康保険・年金の切替手続きをお忘れなく～

4月から就職・退職等により健康保険が変更となる方は切替手続きが必要です。変更後は、14日以内に手続きをしてください。

### 1 退職された方で国民健康保険(国保)へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	離脱証明書(資格等喪失連絡票)	社会保険等の資格を喪失した日や扶養等が確認できる書類
	年金証書	65歳未満で厚生年金や共済年金等の年金証書をお持ちの方

### 2 任意継続の保険資格を喪失された方で国民健康保険へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	任意継続の喪失証明書	任意継続喪失日の記載のある保険証、または保険者から発行される資格喪失通知書
	年金証書	65歳未満で厚生年金や共済年金等の年金証書をお持ちの方

### 3 就職し、国民健康保険から離脱する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	国民健康保険証	就職された方及び被扶養者として認定された方すべての保険証が必要です。
	就職先の保険証	

### 4 大学や短大等へ進学するため町外へ転出するが、国民健康保険の加入継続を希望する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	国民健康保険証	学生用保険証を交付します。
	在学証明書または学生証の写し	

高額な外来診療を受ける皆さんへ

+

病院

これまでの高額療養費制度では、高額な外来診療を受けた時、ひと月の窓口負担が自己負担限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1日からは、限度額適用認定証を提示すれば限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。(自己負担限度額は所得及び年齢によって異なります)

限度額適用認定証の申請等、詳細は加入している健康保険へお問い合わせください。

年齢	事前手続き	病院・薬局等に提示するもの
70歳未満の方	加入の健康保険に限度額適用認定証の交付を申請してください	保険証、 限度額適用認定証
70歳以上の非課税世帯の方		
70歳以上75歳未満で課税世帯の方	必要なし	保険証、高齢受給者証
75歳以上で課税世帯の方	必要なし	保険証

※限度額適用認定証を提示しない場合は、高額療養費の支給申請をすることで、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。また、すでに入院分についての限度額適用認定証をお持ちの方はそのまま外来分についても4月1日から適用になります。

お問い合わせ先 町住民環境課(担当・大同、武田奈々) ☎32-6703

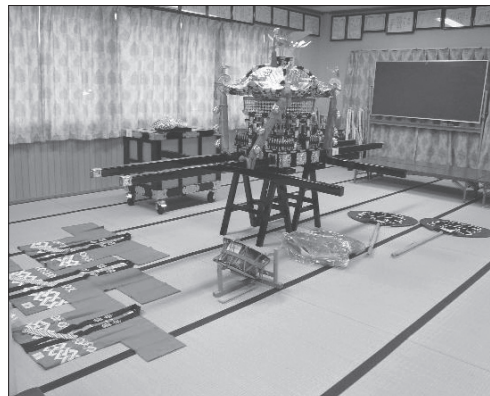


## あなたに夢を。街に元気を。

平成23年度一般コミュニティ助成事業により、上野区に遊具を、北田区に子ども神輿等を整備しました。



↑上野区(ブランコ、鉄棒、すべり台)



↑北田区(神輿、台車、太鼓、大団扇、はっぴ等)

この事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの収益の一部を財源として、宝くじの普及広報事業を目的として各種のコミュニティ活動を対象に助成するものです。

お問い合わせ先 町企画政策課(担当・大同) ☎32-6701

## 緊急医療情報キット「すまいるくん」を配布します

町では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等の安全・安心を確保することを目的に、かかりつけの医療機関や服薬内容等の救急医療情報を専用の容器に入れる救急医療情報キット「すまいるくん」を配布します。

この「すまいるくん」をご自宅の冷蔵庫に保管していただくことで、万一の救急時に救急隊員がその情報を活用して、迅速な救命活動等を行えるよう備えます。

また、かけつけた救急隊員がすぐにキットを発見できるよう、キットがあることを救急隊員に知らせるために、「すまいる君」設置家庭にはステッカーを玄関内側と冷蔵庫に貼っていただきます。

対象となるご家庭には、各地区の民生委員さんを通じて配布させていただきます。



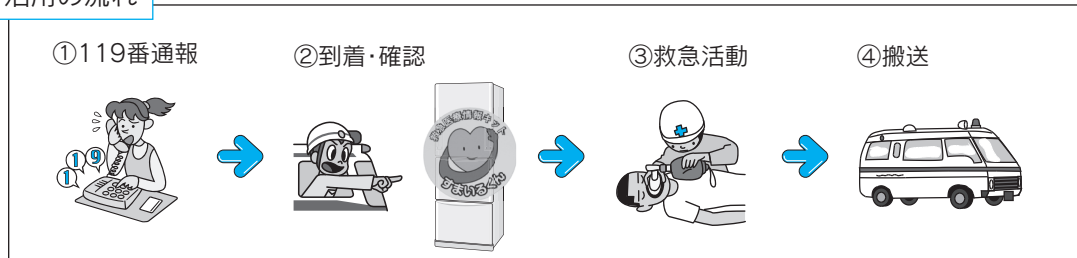
←緊急医療情報キット「すまいるくん」

※この中に自分の医療情報を入れ、冷蔵庫に保管しておきます。



↑冷蔵庫と玄関内側に貼るステッカー

### 活用の流れ



お問い合わせ先 町福祉課(担当・瀬戸) ☎32-6704



チャイルドシート購入費補助  
金の額が変わります

町では、交通事故から乳幼児を守るため、チャイルドシートの購入費を補助していますが、平成24年4月以降の購入から、補助額が次のとおり変更となります。

現在

- ・補助額  
購入価格の2分の1  
(1000円未満切り捨て)
- ・補助限度額 2万円



平成24年4月1日から

- ・補助額  
購入価格の2分の1  
(1000円未満切り捨て)
- ・補助限度額 1万円

※福井県内の販売業者から購入した場合のみ、補助対象となります。その他詳細はお問い合わせください。

※お問い合わせ先  
町住民環境課(担当・畠中)

☎32-6703



平成24年経済センサス - 活動調査へのご回答、ありがとうございました

調査票に記入していただいた内容は、統計の目的以外(例えば税の資料等)に使用することは絶対にありません。記入していただいた調査票は厳重に管理し、集計完了後には完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。

まだ回答がお済みでない場合は、お早めの回答をよろしくお願いいたします。

※お問い合わせ先

町企画政策課(担当・大同) ☎32-6701

「国の教育ローン」のご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、外国の高校、大学等に入学・在学するお子様をお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

●融資金額(学生・生徒1人あたり)  
300万円以内

●利率(平成24年3月9日現在)  
年2.55%

※母子家庭は年2.15%

●返済期間 15年以内

※交通遺児家庭または母子家庭は18年以内

●使途

入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃等

●返済方法

元利均等毎月払(ボーナス月増額返済が可能)

※融資対象となるかどうかは、世帯の年間収入等で決まりますので、詳細はお問い合わせください。

※ご相談・お問い合わせ先

教育ローンコールセンター  
(ナビダイヤル)  
☎0570-008656

(ナビダイヤルが利用できない場合)  
☎03-5321-8656

「平成24年度労働基準監督官採用試験」のご案内

労働基準監督官は、労働者の生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図ることを任務とする国家公務員です。

●受験資格

(1)昭和57年4月2日〜平成3年4月1日生まれの方

(2)平成3年4月2日以降に生まれた方で、次に該当する場合

①大学を卒業、または平成25年3月までに大学を卒業する見込み

②人事院が前記①と同等の資格があると認めた場合

●申込期間

▽インターネット  
4月2日(月)午前9時〜  
4月12日(木)

▽郵送・持参

4月2日(月)〜3日(火)

●採用予定数

▽労働基準監督A(法文系)  
約115名

▽労働基準監督B(理工系)  
約25名

●第一次試験日 6月10日(日)

※お問い合わせ先

・福井労働局総務部総務課

☎0776-22-2655

・敦賀労働基準監督署

☎22-0745

・申込専用ホームページ

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

juken.html

